

## 第4号議案 規約改正

学会規約第20条に基づき、以下の通り規約の変更を提案します。

<参考>

### 第20条（規約の変更）

本規約を変更するには、総会における出席会員の過半数以上の賛成を得なければならない。

### ○変更を提案する規約

<現行>

#### 学会規約 11条

1. 理事は、個人会員のうち選出(再任時には、前期選任)年1月1日現在の満年齢が25歳以上40歳未満の者から2名以上、40歳以上50歳未満の者から4名以上、50歳以上65歳未満の者から2名以上、計10名、並びに団体会員から指名された者から3名、合計13名を総会において選任する。（以下略）
2. (以下略)

<改定案>

#### 学会規約 11条

1. 理事は、個人会員から計10名、及び団体会員から指名された者から3名、合計13名を総会において選任する。個人会員理事は、原則として、選出（再任時には、前期選任）年1月1日現在の満年齢が25歳以上40歳未満の者から2名以上、40歳以上50歳未満の者から4名以上、50歳以上65歳未満の者から2名以上を選任する。ただし、選任後に当該要件を満たさないことが判明した場合であっても、相当の注意を尽くした場合は、理事の選任は無効にならないものとする。

総会に提出する理事候補者名簿は、副理事長（運営担当）が作成する。

2. (以下略)

### ○規約変更の提案について

本学会は、学会設立趣旨（<https://inlaw.jp/base/>）にあるように、学際的研究の必要性の観点から文系理系、産官学に門戸を開き、大きな枠組みの中で様々な法的問題に取り組むことを目指している。本学会では設立当初より学会規約11条1項にて理事の選任にあたり年齢層ごとの人数配分の要件を設置しており、その趣旨は学会の運営及び活動を担う理事会の構成員を幅広い年代に委ね、将来に渡り年齢や権威によらない公平かつ視野の広い組織であり続けることを目指すところにある。

このたび、学会設立趣旨および規約の趣旨を踏まえつつ、理事候補者選定の具体的な作業の中で生じてきた課題、たとえば閾値上の年齢とおぼしき候補者の年齢・生年月日につき相当の注意を尽くしたにもかかわらず正確性の担保が困難な場合があるということ、その過程で誤りがあった場合には無効となり理事選任のやり直しが発生するおそれがあること、また、候補者の年齢等の調査に際し選任目的を超える情報の取得が思いがけず発生するおそれがあることから作業精緻化に限界があること、そして、それ

らを配慮した選任活動に一層の負担が発生するといった状況を鑑み、本条の趣旨を損なわぬよう配慮しながら具体的な選任作業過程で生じる課題を吸収すべく本改定案を提案するものである。

なお、本規約を起草するにあたって理事会で検討を深める中で、本学会を構成する会員の多様性を踏まえて法律専門家以外にも伝わる文言および表現の明瞭さを心がけ、かつ、現行規約から必要最小限の修正に留めることに留意した点を追記する。